

相違ない。

さてこの書を編纂する爲に資料として用ゐられたものは、先きに引いた元史や元史類編の文宗本紀至順元年二月の條及び虞集の經世大典序に見えるやうに、蒙古語で書かれた典章や、百司の簡牘が主なるものであつて、これを譯出して漢語とし、それを整理按配したものである。當時既に各朝の實録や脱ト赤顔即ち祕史も成書として備はりそれに用ゐた史料も存してはゐたけれども、これを利用することの許されなかつたのは有名な事實としてよく知られて居る通りである。念の爲にその事情を附述すると、元史卷百八十一虞集の傳中、奎章閣學士等をして經世大典を編脩せしめたことを記したところに

既而以累朝故事有未備者。請以下翰林國史院脩祖宗實錄時。百司所具事蹟參訂。翰林院臣言於帝曰。實錄法不得傳於外。則事蹟不當示人。又請以國書脫ト赤顔。增脩太祖以來事蹟。承旨塔失海牙曰。脫ト赤顔非可令外人傳者。遂皆已。

と見えて居り、文宗本紀にも至順二年四月の條に同様の記事が載せられてゐる。従つてこの書の編纂の爲にはその主なる資料を前記の如く典章や公文書に求むるより外なかつた譯である。かくて編纂に當つた人々が既に成書となつた實録や祕史の類を見ることを得なかつたことは、その人々に取つては不便でもあり、遺憾の點も少くなかつたであらうと思はれるが、然もこれが爲に經世大典は當時の根本史料をそのままに纂脩して後世に残すを得ることになつたのであつて、史臣等の手になつた成書を参照することの出来なかつたのは、一面からいへば大なる幸であつたとも謂ひ得られる。この站赤門の記事について考へて見ても、その殆んど凡べてが驛站に關係する臣下の上奏、